

Title	いわゆる「一般的大動乱」計画について
Sub Title	
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.229- 251
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0229

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる「一般的大動乱」計画について

寺崎 修

- 一 はしがき
- 二 「自由党史」の記述の真偽
- 三 むすび

一 はしがき

自由民権運動研究史上、解明すべき重要課題の一つとして、「自由党史」にみえる次の一節の真偽の問題がある。⁽¹⁾

「政府の暴圧は日一日に加はり、同志の集会条例違反、官吏侮辱罪に問はるゝ者多く、皆な以為らく、今日の政府によって憲政の樹立を望むは木に縁つて魚を求むるの類のみ。従来政府の行動を以てすれば、廿三年の国会開設は到底信を置くに足らず。是故に如かず、先づ専制政府を顛覆して、完美なる立憲政体を樹立せんにはと。然れども彼等は（静岡事件関係者をさす——筆者註）僅々一地方の暴発は、以て軍隊と警察力を有せる政府に抗するに足らざるを思ひ、広く天下の同志を糾合するの必要を感ぜるもの、是に於てか、一般的大動乱の陰謀成れり。則ち黨員各々部署を定めて、各地の自由黨員と謀を通じ、山岡は茨城に

至りて富松等に会し、藪、村上等は大阪事件の内藤六四郎と通じ、宮本は加波山激孝の平尾八十吉と通じ、又た飯田事件の村松愛蔵、八木重治、名古屋事件の奥宮健之、久野幸太郎、塚原九輪吉等と共に暗に気脈を通ぜり。」

すなわち、右の一節に述べられているいわゆる「一般的大動乱の陰謀」計画が、実際に存在したのか否かの問題——換言すれば、明治十七年前後に各地で計画された静岡事件、加波山事件、大阪事件、飯田事件、名古屋事件の関係者がたがいにつながりがあったのか否かの問題——がこれである。⁽²⁾

これまで、この問題については、

「いまもって諸家の間に大きな疑問として残されている『自由党史』のつぎの行文——(略)——。これが事実であったかどうかの断定は、いまのわたしには、残念ながら不可能である。」

と述べる後藤靖⁽³⁾氏の見解、あるいは、「小池勇自叙伝」の記述をもとに、

「『一般的大動乱』の進展はその後の運動にまたねばならない実情であったにしろ、大動乱の計画が実際に進んでいたことを確認できるのではなからうか。」

と述べ、これを積極的に肯定する村上貢⁽⁴⁾氏の見解、そしてさらには、

「伝えられる『一般的大動乱』計画なるものの内容は、飯田、静岡両事件被告の間に具体的拳兵計画のある程度の合意の進捗を推測できる程度であり、他の事件の場合にはそのような推測さえも無理である。」
と述べ、これを否定的にとらえる原口清⁽⁵⁾氏の見解等々があつて、いまだ学界において定説をみない。

本稿は、従来の研究に利用された諸文献のほかに、近時、手塚豊博士と私の共作で「法学研究」誌上に発表した「自由党静岡事件に関する新資料——鈴木音高外八名国事ニ関スル供述書——」⁽⁶⁾（以下「新資料」と略す）、あるいは

は、現在、法務図書館が所蔵する「長野県国事犯村松愛蔵等ニ関スル一件書類」（全三冊）、「愛知県大島渚等強盗事件書類」（全二冊）等々の諸資料を利用し、あらためて上記の問題の検討をおこなうとともに、若干の卑見を述べようとするものである。⁽⁷⁾

- (1) 「自由党史」下巻（岩波文庫本）・二二〇頁―二二二頁。
- (2) いわゆる「一般的大動乱」計画については、関戸覚蔵「東陞民権史（明治三十六年）・五八六頁、田岡嶺雲「明治叛臣伝」（明治四十二年）・一八八頁―一九〇頁にも、同様の記述がある。したがって、本来ならば、前掲「自由党史」（明治四十三年）よりもはやく刊行された上記二書の記事内容を問題とすべきであるが、しかし、すでに学界では、前掲「自由党史」の記述をめぐっての論議がおこなわれていることを考慮し、ここでは大勢にしたがうことにした。
- (3) 後藤靖「自由民権運動」・昭和三十三年・一四六頁。
- (4) 村上貢「静岡事件」参画者小池勇の半生〔〕・歴史評論・二五六号・昭和三十八年八月・七六頁。なお、この村上説に対し、手塚博士は、いちはやく賛意を表明され（手塚豊「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究・第四十巻第五号・昭和四十二年五月・九頁、家永三郎博士もまた、深い関心をよせておられる（家永三郎「思想史からみた群馬事件」・ドキュメント群馬事件・昭和五十四年・一九八頁―一九九頁）。
- (5) 原口清「明治前期地方政治史研究」下巻・昭和四十九年・四七七頁―四七八頁。
- (6) 手塚豊・寺崎修「自由党静岡事件に関する新資料―鈴木首高外八名国事ニ関スル供述書―」・法学研究・第五十五巻第二号・昭和五十七年二月・七二頁以下。なお、この資料は、昭和五十七年七月に刊行された「手塚豊著作集」第二巻・二二二頁以下に収録されている。
- (7) なお、本稿において資料の引用に際しては、適宜句読点を施した。また、旧漢字体については、現在一般に使用されているものに、*トモ*、*コト*などについては、*トモ*、*コト*などに、*よ*、*な*などの変体仮名については、*ニ*、*ヨリ*などに、それぞれ改めた。

二 「自由党史」の記述の真偽

あえてくり返しておくが、ここで問題とすべきは、静岡事件関係者が加波山事件、飯田事件、名古屋事件、大阪事件の関係者たちと「謀を通じ」「暗に気脈を通」じたという「自由党史」の記述を事実とみとめうるか否かである。近年、原口清氏は、各事件関係者の相互のむすびつきの程度が、「盟約」をむすぶまでには成熟していなかっ

たこと、あるいは、具体的な拳兵計画が確立されていなかったことなどを理由に、いわゆる「一般的大動乱」計画の存在について再び否定的な見解を表明されているが、ここで問題なのは、そのような「盟約」の存否や、具体的拳兵計画の存否ではなく、まさに、「謀を通じ」「暗に気脈を通」ずる程度の連携の存否である。自由党関係の諸騒擾事件がそれぞれの独立性を失う段階にまではいたっておらず（各組織間で盟約や具体的拳兵計画が確立された段階で、個々の事件は、独立性を失い、一個の大規模な事件となるであろう）、したがって、各組織間に明確な「盟約」や具体的拳兵計画が確立されていなかったという認識は、たんに「自由党史」の記述のみならず、これまで学界においても当然の大前提とされてきた事からであり、ことさらに同氏が右の大前提自体を問題とされる意図は、よくわからぬ。本稿において、原口氏の見解にとらわれることなく、もっぱら「自由党史」の記述の検討に重点をおくのは、同氏の見解の出発点が、すでに、右の大前提の枠の外にあり、その考証もまた、枠外の原理に立って論ずる立場であるとみとめられるからである。

以下、「自由党史」にみえる記述のうち、とくに重要と思われる部分を探りあげ、これを分説することにした。

(一) 静岡事件関係者と加波山事件関係者の接触

「自由党史」にみえる静岡事件の首謀者山岡（鈴木）首高（静岡事件で有期徒刑十四年）と加波山事件の中心人物富松正安（加波山事件で死刑）との接触について、これを裏づける資料は、従来、全くみあたらなかったが、このことに言及した山岡の「国事犯罪申立書」は、次の通りである。⁽²⁾

「自由党ノ会議其期ニ迫ルヲ以テ……彼ノ重任ヲ負ヒテ出京シ……茨城県人富松正安仙波兵庫ノ兩人ヲ得又仙波兵庫ノ斡旋ヲ以テ群馬県高崎ノ人深井卓爾伊賀我何人ノ同盟連絡ヲ得猶其四人ノ同盟者数十名モ与

ニ事ニ当リテ勃興スルノ盟約ヲ整へ後更ニ深井伊賀ノ同盟中費金強奪ノ事ニ付既ニ実験アルモノ数名アルヲ聞知シ其人ヲ借ランコトヲ依頼スル為メ音高ハ三月中旬高崎ニ至リ同地ノ有志ニ面会シ仙波兵庫ト与ニ之ヲ依頼シタルニ異議ナク承諾ヲ得タルヲ以テ直ニ東京ニ帰り其人ノ到ルヲ待チタリ。然ルニ音高等不幸ニシテ其協議探索ノ聞ク所トナリ為メニ伊賀深井等モ人ヲ派スル能ハサルニ至リ数日ノ苦艱モ万般ノ画策モ空ク一朝ノ烟霧ト化シ去リ終ニ赤手郷里ニ帰ラサルヲ得サルノ不幸ニ陥リ止ムヲ得ス後來ヲ約シ氣息ヲ通スルコトヲ誓ヒ三月下旬ヲ以テ東京ヲ発シ帰県ノ途ニ就キタリ

（此前真野真徳モ亦来ル音高）
（等帰県ノ後暫時滯京セリ）」

これによると、山岡は、(一)明治十七年春の自由党大会に出席のため上京し、富松正安、および仙波兵庫（加波山事件で逮捕されるが、のちに放免）に接触したこと、そして、仙波の紹介により、高崎有信社の深井卓爾、伊賀我何人の兩名とも「同盟連絡」を整えたこと、(二)さらに、同年三月中旬、山岡は、仙波とともに高崎へ行き、「費金強奪ノ事ニ付既ニ実験アルモノ」を「借ランコトヲ依頼」し、「承諾ヲ得タ」こと、(三)しかし、「其協議」は、密偵の知るところとなつて、結局は失敗におわり、三月下旬、山岡は、「止ムヲ得ス後來ヲ約シ、氣息ヲ通スルコトヲ誓」つて静岡に帰つたこと等々がわかる。

いうまでもなく富松は、その後下館に有為館を開設した茨城県の自由党员であり、大井憲太郎、宮部襄、斉藤壬生雄、館野芳之助らとともに「関東決死派」の一員と目された過激分子である。また、仙波は、保多駒吉（加波山事件で死刑）、玉水嘉一（加波山事件で無期徒刑）らとともに、富松の配下にあつた過激派である。

この富松らと「後來ヲ約シ、氣息ヲ通スルコトヲ誓」つた山岡が、その後再びかれらと謀議をおこなつたかどうかはわからないが、静岡事件関係者と加波山事件関係者との接触がその後、切断されなかつたことだけは、間違いない。そのことは、「湊省太郎上申書」および「湊省太郎訊問調書」に、次のように記載されていることによつて

明らかである。すなわち、前者に⁽⁴⁾、

「其月（明治十七年七月をさす——筆者註）十六日ヲ以テ出京宮本鏡太郎ノ紹介ニテ築地ナル有一館ニテ故福田定一郎故平尾八十吉等ト屢々謀議前途大ニ望アルヲ以テ一旦帰国、事ヲ遂ケントスルモ不測ノ障害アリシカ為メ事皆水泡画餅ニ属シ嘆息ノ外ナカリシナリ。」

とあり、また、後者に⁽⁵⁾、

「明治十七年七月十五日同地ヲ発シ東京ニ来リ宮本ノ説ニ依リ栃木県人福田定一郎平尾八十吉ニ謀リ兵ヲ挙ントシタルニ、目下同人等ハ栃木県庁開庁式ニ際シ臨場ノ大臣参議及同県令ヲ暗殺セント計画中ニテ事既ニ迫リ呼ヒ来リ歸ルト申ヨリ、其事ナシト見合セ他日ヲ計ラント申タルモ、既ニ決心ノ事ナレハ同意ハ

ナシタルモ直ニ歸リ兩人トモ死亡仕候。」

とみえているのがそれである。いうまでもなく、右記の二資料は、(一)明治十七年七月、築地有一館において、静岡事件関係者の湊省太郎（静岡事件で有期徒刑十五年）が、宮本鏡太郎（同前）の紹介により、加波山事件関係者の福田定一郎（加波山事件勃発前に事故で死亡）および平尾八十吉（加波山事件勃発直後戦死）と接触し、「屢々謀議」をおこなったこと、(二)その結果、かねてより「栃木県庁開庁式ニ際シ臨場ノ大臣暗殺セン」とする計画に加わっていた福田、平尾の兩名は、「其事ナシト見合セ他日ヲ計ラン」と述べる湊の説得に応じ、一応は、大臣暗殺計画をとらず、挙兵方針をとることに「同意」したため、湊は、静岡に帰ったこと、(三)しかし、結局、福田、平尾の兩名は、栃木県に戻って加波山事件勃発前後に死亡し、計画は、「皆水泡画餅」におわったことなど、興味深い事実を述べるものである。⁽⁶⁾

加波山事件は、そもそも明治十七年七月十三日、東京八丁堀三代町の飯塚伝次郎宅（河野広麻の下宿先）における

鯉沼九八郎、横山信六、杉浦吉副、佐伯正門の五名の謀議にはじまるが、栃木県庁開庁式の襲撃計画が決まったのは、八月二十五日頃のことであつた。⁽⁷⁾したがって、湊が「栃木県庁開庁式ニ際シ臨場ノ大臣暗殺セン」とする計画の延期を申し入れた右の湊・平尾・福田会談がおこなわれたのは、この直後であつたことが確実である（湊は、このあと静岡に帰り、九月一日、清水綱義・高忠とともに、志太郡相賀村の山田源五郎方に強盗に、押し入っている⁽⁸⁾）。この会談がおこなわれた有一館（八月十日開館）には、当時、五十川元吉（加波山事件で無期徒刑）、小林篤太郎（同前）、天野市太郎（同前）、草野佐久馬（同前）らが入館しており、湊は、かれらとも接触した可能性もあるが、詳細はわからない。また、右の会談に宮本鏡太郎が同席していたのかどうかもわからないが、上掲の二資料中に、「宮本鏡太郎ノ紹介ニテ……故福田定一郎故平尾八十吉ト屢々謀議」とか、あるいは、「宮本ノ説ニ依リ……栃木県人福田定一郎平尾八十吉ニ謀リ……」とみえていることによつて、宮本もまた、湊よりはやく、福田、平尾の両名と何らかの謀議をおこなつていたことは、疑いがない。

加波山事件関係者は、栃木県庁襲撃計画遂行のため、十七年九月初旬、宮本鏡太郎に対し、同計画に参加することを呼びかけた。この間の模様を述べる宮本の「上陳書」は、次の通りである。⁽⁹⁾

「茨城栃木福島ノ壯士輩ハ時期急迫宇都宮ニ於テ事ヲ挙ケント書翰数々ナリト雖トモ、生ハ当時病褥ニア
ルノミナラス駿遠三尾資金乏シク且ツ未タ機密相通セサルノ時ナレバ、生又書ヲ載シテ、之ヲ止ムルモ、
肯セス。終ニ加波山ノ事起ル。」

これによると、加波山事件関係者による栃木県庁襲撃参加の呼びかけに対し、宮本は、「駿遠三尾」が「資金」に乏しく、かついまだ、両者の「機密相通セサル」段階にあることにかんがみ、計画の中止を申し入れたこと、しかし、宮本の申し入れは、聞き入れられず「終ニ加波山ノ事」が起つたことがわかる。

すなわち、静岡事件関係者と加波山事件関係者の謀議の存在は、疑いのない事実とみとめられるが、すくなくとも十七年夏の段階では、加波山グループの計画が先行しており、両者の合流の可能性は、静岡グループの全面的追従以外には、その見込みがなかったのではないかと思われる。

(二) 山岡(鈴木)音高と奥宮健之の接触

山岡音高は、奥宮健之(名古屋事件で無期徒刑)との謀議について、「国事犯罪申立書」において、次のごとく供述している。⁽¹¹⁾

「其月(十七年六月)をさす——筆者註)ノ中旬ニ至リ東京ヨリ我同党员ナル奥宮健之来ル。奥宮ハ曾テ知ル所ノ人ナリ。依テ之ニ語ルニ胸中秘事ヲ以テス。奥宮モ亦大ニ之ヲ賛成シ且彼モ亦其企謀アルヲ以テ多ク其人ヲ得シカ為メ沼道^(沼)到ル処ニ有志ヲ訪フト。因テ熟議数日爾後同人カ到ル処ニ於テ得タル同志ハ音高ト互ニ相通牒スヘキコトヲ約シ参尾ノ地ニ向テ出發セリ。」

右の供述書が真実をつたえるものであるとすると、十七年六月中旬、山岡は、東京より来静した奥宮に「胸中ノ秘事」を語り、奥宮もこれに賛成し、両名は「熟議数日」ののち、「到ル処ニ於テ得タル同志」を「互に相通牒スヘキコトヲ約」したことになる。十七年六月に、奥宮が静岡に滞在中であったことは、「函右日報」に、⁽¹²⁾

「自由党员奥宮健之氏は各地周遊の途次此ほど当岡に立寄られしに付攪眠社の小林、前島、松川等諸氏の斡旋にて一昨九日夜両替町磯馴亭に於て有志者を会し饗応の宴を張り遠来の労を慰められたり。小宴とはいへ主客交々談笑、歓語して更漏の移つるを覚えす。衆員頗る興に入り中ノノ盛宴なりしと。又た攪眠社の諸氏は右奥宮氏の来遊を機とし、近日の内政談演説会を開催せんと目論見おられる由。」

とみえていることから疑いがなく、また、このあとかれが「企謀アル」人を得るため、「参尾ノ地」に向かったことについても、奥宮自身の供述書に⁽¹³⁾

問 昨年名古屋地方へ参リシコトアリシヤ

答 然リ昨十七年五月頃ト心得当名古屋表へ参リタルコトアリ

問 其際幾月間滞在致シ居タル哉

答 爾来引続キ凡ソ三月間程滞在致シ居レリ

(中略)

問 如何ナル手続ニテ同館（公道協会をさす——筆者註）へ止宿スルニ至タル哉

答 公道協会設立ノコト亦タ名古屋ノ自由黨員に吉田道雄ナル者有之旨曾テ東京自由党本部ニ於テ承知致

シ居レハ先ツ吉田道雄ヲ手寄り同氏ノ紹介ヲ得テ同館ニ止宿スルコトニ立至レリ

とあり、明らかである。奥宮は、山岡との約束通りに、かねてより面識があつた吉田（祖父江）道雄（名古屋事件で逮捕されるが無罪）を通じて、公道協会（名古屋事件の拠点）に「止宿スルコト」になり、ここで名古屋事件関係者はもちろん、飯田事件関係者とも接触を深めることになつたのである。奥宮の接触範囲が名古屋事件関係者以外の自由党関係者におよんでいたことを示す奥宮の警察訊問調書は、次の通りである。⁽¹⁴⁾

問 公道協会ニ滞在中当地自由党ノ者等ニ交際シタルハ誰レナル哉

答 岡田利勝吉田道雄久野幸太郎塚原九輪吉（以上名古屋事件関係者——筆者註）村松愛蔵伊藤平四郎（以上飯田事件関係者——筆者註）大島宇吉渋谷良平三輪某墨宇兵衛等々交際シ其中岡田吉田久野塚原ノ四名ハ最モ親密ニアリタリ

しかし、奥宮は、平田橋事件（八月十二日・警察官殺害事件）の直後、その発覚をおそれて、塚原久輪吉（名古屋事件で有期徒刑十五年）とともに大阪に逃走した。塚原は、その後もまもなく名古屋にもどり、謀議を重ねたが（十二月七日逮捕）、奥宮の方は、大阪―名古屋―大阪―山陽方面へと逃亡をつづけ、十二月三十一日には東京にいたり、翌十八年一月一日、東京警視庁に逮捕されるにいたつた。¹⁵すなわち、奥宮は、「企謀アル」人を得るといふ山岡との約束については、これを履行したが、「到ル処ニ於テ得タル同志」を「相通牒」するという約束は、ついにはたさないままに終つたのである。

なお、山岡は恩赦出獄後の明治三十一年、米國に渡り東洋貿易会社を設立し活躍したが、塚原と奥宮の両名が、かれをたよつて訪米していることは、注目に値する。¹⁶明治十七年当時の人的なつながりは、はるか後年にまでつづいたのである。

(三) 静岡事件関係者と飯田・名古屋両事件関係者の連携

静岡事件関係者（小池勇・広瀬重雄・湊省太郎・村上佐一郎）と飯田事件関係者（村松愛蔵・八木重治・江川甚太郎・伊藤平四郎）および名古屋事件関係者（塚原久輪吉・久野幸太郎・祖父江道雄・岡田利勝）のつながりを示す資料としては、これまで「小池勇自叙伝」にみえるごくわずかな記述が知られているにすぎなかったが、前掲「新資料」には、まことに興味深い内容が述べられている。すなわち、「小池勇上申書」¹⁷に、

「其十一月初旬ニ及ヒ広瀬重雄カ再ヒ名古屋ニ来リシヲ幸ヒニ同人カ下宿ニ至リ相伴フテ村松カ寓ヲ訪ヒ階上ニ於テ略ホ意中ヲ明カシ、以テ拳兵ノコトヲ約シ数月ヲ期シテ相起リ戮力協心必大事ヲ成サンコトヲ談セリ。」

とあり、また、「湊省太郎訊問調書」に、⁽¹⁸⁾

「同年十月ノ末埼玉県ノ挙アルヤ辰三真悠小林私トモ覚眠社ニ集リ此上ハ愛知ト連合シ事ヲ挙ケント。私カ同年十一月ニ該地^(ヲマ)へ趣キタレハ宮本広瀬村上モ居リ村松愛蔵八木重次^(巻)江川甚太郎ト謀リ尾張派三河派モ信州飯田桜井平吉へ面会ノ為メ参リ居ル川澄徳カ帰ルヲ待ツテ合併シ事ヲ挙ケントスル内、^(次巻)松村愛蔵等捕縛ニ相成タリ。」

とあり、さらに、「湊省太郎上申書」に、⁽¹⁹⁾

「……十一月上旬浜松ニ至レリ。……夫ヨリ名古屋ニ着シ、前記村松祖父江ノ外八木重次^(巻)江川甚太郎其他ノ人々ニ付テ計画謀議ナシ居リ、尤モ広瀬重雄ハ九月ノ頃宮本鏡太郎ハ村上左一郎ト共ニ十月ノ末名古屋ニ来リ居ルヲ以テ衆相合シテ一トナリ彼ニ説キ此ニ進メ就中愛知県ノ同志者ノ軋轢ヲ仲裁セント試ミタリ

(愛知県ハ三河尾張ト相和セス。尾張ハ祖父江園田塚原久野等、三河ハ村松八木江川等ナリ。而シテ内藤魯一並村雨案山子ノ輩ハ一個孤立ニシテ共ニ自分等ノ事ニ關係ナキモノナリ。)

とみえるのがそれである。右の一連の資料によれば、「十一月」に、広瀬重雄（静岡事件で有期徒刑十二年）、小池勇（同前）の両名が村松愛蔵（飯田事件で軽禁獄七年）方を訪れ、「階上ニ於テ略ホ意中」を語り、「挙兵ノコトヲ約シ」たこと、さらにまた、広瀬、湊、村上佐一郎（静岡事件で重懲役九年）らの静岡事件関係者は、村松、八木重治（飯田事件で軽禁獄六年）、江川甚太郎（同事件で軽禁獄一年六月、監視一年）らの飯田事件関係者、祖父江らの名古屋事件関係者と謀り、「川澄徳カ帰ルヲ待ツテ^(次巻)（川澄は、この頃、愛国正理社の桜井平吉を訪ねて、信州飯田にでかけていた——筆者註）、合併シ事ヲ挙ケン」としていたこと等々がわかる。

ところで、これまでの研究においてあまり重視されなかつた注目すべき事がらとして、飯田事件関係者による挙兵決定が、明治十七年十二月三日の事件発覚以前に、一旦延期されていたという事実がある。挙兵延期の事実を述

べる八木重治の檢察訊問調査は、次の通りである。⁽²⁰⁾

問 其ノ后ノ計画ハ如何

答 元來静岡辺ニ於テ同志ヲ募リ氣脈ヲ通シ拳兵ヲナスノ目的ノ所埼玉ニ於テ暴徒蜂起シタルヲ以テ俄ニ目的ヲ変シ八日ノ集会ヲナシ其議決ニ随ヒ手ヲ分ツテ兵員ヲ募ルコトニ着手致シタルコト有之。然ルニ埼玉ノ勢ヒ日々挫ケ退縮セシニヨリ其計画ハ相止メタル訳ケニテ其后ハ旧議ニ復シ専ハラ屈強ノ士ヲ募リ目的ヲ達スルコトニナシタル義ニ候

(中略)

問 右ハ何レニテ議シタルカ

答 十一月十三日江川甚太郎方ニ於テ自分村松江川ノ三名ニテ議決致シタリ。……

これによると、明治十七年十一月八日の会議において、飯田事件の拳兵準備が決定されたこと、しかし、十一月十三日の江川甚太郎方における会議において、秩父事件の鎮静化を理由に、拳兵の正式決定は延期となり(十一月十五日に正式決定を行う予定であった——筆者註)、計画は、「旧議ニ復」し、「専ハラ屈強ノ士ヲ募」ることになったことがわかる。

ここで重要なことは、拳兵決定延期の理由である。右の資料には、その理由として秩父事件の鎮静化以外は、示されていないが、注目すべきは、ここにみえないもうひとつの理由である。その理由に言及した八木重治の檢察訊問調査は、次の通りである。⁽²¹⁾

問 川澄徳治カ拳兵準備ノ為メ飯田表ニ出張シタル節十一月十八日附ヲ以テ汝及村松ト連名書簡ヲ川澄ニ贈リタル事アリヤ

答 書簡ヲ川澄へ贈リタルコトアリ

（中略）

問 又当地ハ兼テ御約束ノ通り十五日ニ相会スル筈ノ処東ノ相場甚タ悪シキ故更ニ評議シ先ツ公道館ヲ今少シ広キ家ニ移シ之ニ田原其他ヨリ来ル人々ヲ置キ盛ニ訴訟鑑定等ノ業ヲ為シ依頼者アラハ直チニ其地ニ派出スルコト出来ル様ニ仕ル心組ニ御座候トアルハ如何

答 兼テ御約束ノ通り十五日ニ相会スル筈トハ陰謀ノコトヲ議スル為メ十一月十五日ニ相会スル筈ニナリ居タル故其コトヲ認メタル訳ケナリ而シテ東ノ相場悪シキトハ東即静岡辺ノ自由黨員ノ情況ヲ案スルニ吾々ニ応スル氣運未タ来タラス遊説スル時機尚早シト云ヘル意味ヲ含マセテ記シタルモノニ有之右時機ナル文字ヲ使用スルハ角立宜シカラサルニ依リ相場ノ語ヲ代用シタル次第ナリ又公道館ヲ広キ家ニ移シトハ小市場町ノ公道館ヲ堀詰町ニ移シタルコトヲ云ヒ又盛ニ訴訟鑑定トハ田原其他ノモノヲ誘引シ若シ適宜ノ人物アラハ所々遊説ニ派遣スル意思ニテ認メタリ

これにより、「東ノ相場甚タ悪シキ」こと、すなわち、「静岡辺ノ自由黨員ノ情況」がいまだ自分達に「応スル氣運」になつていなかったことが、拳兵決定延期のいまひとつの理由であつたことが判明する。すなわち、飯田事件関係者の拳兵決定の延期は、たんに秩父事件の鎮静化のみによるものではなく、静岡事件関係者との連携が不充分であつたことにも、その大きな原因があつたのである。

以上、飯田事件関係者と静岡事件関係者の連携が十一月十三日の時点においても、その「氣運」とはなつていなかったこと、そして両者の連携が未熟であつたことが飯田事件の拳兵延期のきわめて大きな理由であつたことなどを述べてきたが、このことを念頭において、前掲「新資料」が示すいくつかの謀議を考えるならば、すくなくとも

それらの謀議が十一月十三日以前の時点でおこなわれる可能性は、ほとんどなかったといえる。すなわち、村松愛蔵方における広瀬・小池・村松の三者会談、静岡・名古屋・飯田事件関係者の合同会議のいずれの謀議も、まさに、飯田事件関係者の「専ハラ屈強ノ土ヲ募」という十一月十三日の決定に沿う形で、その後におしすすめられたものであったことが確実である。ちなみに、筆者は、「新資料」中の「小池勇上申書」にみえる記述は、十一月二十三日、村松愛蔵方二階でおこなわれた三者会談をつたえるものであり、さらにまた、「湊省太郎訊問調書」あるいは、「湊省太郎上申書」にみえる記述は、十二月一日、南長島町道徳社（村上佐一郎方）でおこなわれた謀議をさしているのではないかと推定している（後述・謀議の具体的事例のbおよびe参照）。

このように、「新資料」にみえる謀議がおこなわれた時期を飯田事件の挙兵延期以後と考えれば、「新資料」の記述には矛盾がなく、そこに偽りや誇張があるとは思われない。

したがって、たとえば、村松・広瀬・小池の三者会談の日日を「十一月三日」と理解し、かつ、静岡・名古屋・飯田事件関係者の謀議の日日を「十一月八日以外にない」と推定した上で、その謀議の内容を消極的に評価する原口清氏の見解²²は、その出発点において誤解があるといわざるをえない。同氏は、前掲「新資料」にみえる謀議を、飯田事件の挙兵延期以前とみて論を立てておられるが、そのような前提自体が成り立たないことは、すでにくわしく述べた通りである。

さて、次に、以上に述べた静岡・飯田・名古屋事件関係者による謀議の事実について、これを飯田、名古屋事件の側から確認してみたい。いま、「愛知県大島渚等強盗事件書類」（全二冊）、あるいは「長野県国事犯村松愛蔵等二関スル一件書類」（全二冊）のなかにみい出すことができる謀議の具体的事例は、次の通りである。

(a) 十一月二十日頃、塚原久輪古宅における強盗計画謀議

明治十七年十一月二十日頃、名古屋区京町の塚原久輪吉宅に、久野幸太郎、鈴木松五郎、田中文次郎、広瀬重雄が集合し、計画謀議の上、同日夜、同区寺町の寺院に強盗に押し入ろうとするが、失敗に終わった計画である。静岡事件関係者の広瀬が、名古屋事件関係者の強盗計画に参加していた事実は、かれと名古屋事件関係者とのつながりが決して弱いものではなかったことを示している。事件の概要を供述する塚原久輪吉の警察訊問調書は、次の通りである。⁽²³⁾

問 本年十一月廿日夜汝カ宅ニ集合シ強奪ノ相談セシコト有リ哉

答 如何ニモ其ノ事有之タリ

問 其節集合セシ者ハ誰レナリシ哉

答 久野幸太郎鈴木松五郎広瀬重雄田中文次郎ノ四名ナリ

問 如何ナル相談ヲセシ哉

答 彼レ等ハ其ノ前兼テ相談ノ有リシコト見ヘ寺町辺ヘ強奪ニ行ク相談ヲ致シ居タリ

(中略)

問 果シテ其夜強奪ニ越セシ乎

答 自分ハ其ノ節酒ニモ酔ヒ居且ツ氣ノ進マサリシ故行カサリシモ久野鈴木広瀬田中ノ四人ハ罷越シタリ

(b) 十一月二十三日の村松愛蔵方における会談

十一月二十三日午前十時頃、広瀬重雄と小池勇の両名は、小市場町の村松愛蔵方を訪ね、村松方二階において、

広瀬・小池・村松の三者会談をおこなっている。このことを述べる明治十七年十二月十九日付広瀬重雄警察訊問調書は、次の通りである。⁽²⁴⁾

問 十一月二十三日小池勇ト共ニ村松愛蔵方ヘ行キシ時間ハ如何

答 午前十時頃ナリ

問 何用ノ為メ越シタル哉

答 久敷面会ヲセサル故一度訪ヒ度ト勇ニ申シタル処同人モ是非訪ヒ度トテ共ニ村松方ヘ趣キタリ^(一七)

問 其節愛蔵ニハ何レニ於テ面会セシ哉

答 該時愛蔵方奥座敷エ兵隊ラシキ人式名居合ヒシ故二階ヘ登リ自分勇愛蔵ノ三名談話シタリ

これによると、広瀬・小池の兩名が村松方を訪れた際には、「兵隊ラシキ人式名」(八木重治、中島助四郎、福住大宜のうちのいずれか二名であると思われる——筆者註)が、すでに来訪中であつたこと、そのため、広瀬・小池・村松は、二階に上り、そこで三者会談を開いたことがわかる。前掲「小池勇上申書」にみえる「(広瀬・小池の兩名が)相伴フテ村松カ寓ヲ訪ヒ、階上ニ於テ略ホ意中ヲ明カシ、以テ拳兵ノコトヲ約シ」た会談とは、この三者会談をさすものと思われる。

(c) 十一月二十六、七日頃、広瀬重雄方における会談

十一月二十六、七日頃、八木重治は、広瀬重雄の止宿先を訪ね、「国事」に関する盟約を結んでいる。このことを供述する明治十八年二月二十五日付広瀬重雄警察訊問調書は、次の通りである。^(一八)

問 国事改良ヲ八木重治ト盟約セシハ何年何月幾日頃ナリシ哉

答 明治十七年十一月廿六七日頃ニ盟ヒタリ^(一九)

問 其盟ヒハ汝ガ下宿ニ於テ盟ヒタルニ相違ナキ乎

答 相違無之

さらに、明治十八年三月十日付広瀬重雄檢察訊問調書にも、次のようにみえている。⁽²⁷⁾

問 其方政府改良ノ目的ヲ以テ八木重治ト謀議シタル事実ハ曩ニ名古屋警察署ニ於テ申立タル通相違ナキカ

答 相違無之候

問 右改良ノ義ハ要路ノ官吏ヲ暗殺シ地方ニ兵ヲ挙クル等ノ手段ヲ用フル相談ナリシカ

答 然リ

広瀬と八木の接触については、広瀬が「（八木は）三回程モ（広瀬の下宿先に）宿泊シタルト覚ユ」、「下宿へ来リシコトハ数回ニ有之タリ」と供述していること⁽²⁸⁾によってかなり頻繁であったことがわかる。しかも、広瀬がはじめて八木と面会したのは、「十一月中旬」の頃、「村松ノ添書ヲ携へ」て、八木が広瀬の下宿先を訪ねて来たときのことであつたから⁽²⁹⁾、その接触の時期は、かれらが「国事」に関する盟約をむすんだ十一月二十六、七日頃に集中していたことが、確実である。

(d) 十一月二十八日、名古屋区堀詰町の公道館における会談

十一月二十八日、名古屋区堀詰町の公道館で開かれた会合に、村上佐一郎、村松愛蔵、湊省太郎、伊藤平四郎、八木重治ら⁽³⁰⁾が出席している。そのことを述べる明治十七年十二月二十一日付八木重治檢察訊問調書は、次の通りである。

問 本年十一月廿八日名古屋区堀詰町公道館ニ寄合タルコトアリヤ

答 同夜寄合タルコト有之候

問 其人名ハ如何

答 村上佐一郎石塚重平湊省太郎伊藤平四郎自分（八木重治をさす）——筆者註並ニ村松愛蔵ノ六名ナリ

さらに、伊藤平四郎も、同様の供述をおこなっている。十七年十二月十七日付伊藤平四郎檢察訊問調書は、次の通りである。⁽³¹⁾

問 本年十一月廿八日公道館ニ於テ集會ヲ致シタルヤ

答 改メテ集會ト申ス事ハ聞キ不及候得共是迄追々申上候愛蔵重治甚太郎于夫村上広瀬湊等ガ来リ居ル事ニ有之候但シ自分ガ承知致シ居ル内ハ何モ別段ノ嘶シモ無之候

この日の会談が、伊藤の供述するごとく、「別段ノ嘶シモ無之」という状況であったとは、とうてい思えないが、しかし、この日の謀議の内容を示す資料は、残念ながらみあたらない。

(e) 十二月一日、南長島町道徳社（村上佐一郎方）における会談

十二月一日、村上佐一郎の道徳社に、村松愛蔵、広瀬重雄、祖父江道雄、伊藤平四郎、岡田利勝らが集まり、意見の交換をおこなっている。このことを述べる十七年十二月十九日付広瀬重雄警察訊問調書は、次の通りである。⁽³²⁾

問 本年十二月一日南長島町道徳社即チ村上左一郎方へ何用有リテ越セシ哉

答 左一郎ト従来入魂ノ間柄ニ付別ニ用向トテハ無之遊ヒニ行キタリ

問 其節祖父江道雄伊東平四郎村松愛蔵岡田利勝竹内伝右衛門沢田慶次郎等左一郎座敷ニ居合セシニ相違

ナキ乎

答 然リ居合セシニ相違無之

なお、十七年十二月二十一日付八木重治檢察訊問調書には、右に示された人物名のほかに、八木重治、湊省太郎の名前もみえる。もしも、八木の供述が正しいとするならば、八木、湊の両名もまた、この会合に出席していたことになり、前掲「新資料」にみえる名古屋・飯田・静岡事件関係者のほとんど全てが、一同に会したことになる。

以上に示した具体的な事例により、名古屋・飯田・静岡事件関係者の連携がすすんだのは、やはり、飯田事件の挙兵延期以降であったことが確認されるほか、その連携の模様についても、かれらの接触が「新資料」が示す以上に活発であったことが判明する。すなわち、名古屋・飯田・静岡事件関係者たちは、明治十七年十二月はじめの段階において、単独蜂起をほとんど考えなくなるほどに、相互のむすびつきを重視し、連携を深めつつあったのである。

四 静岡事件関係者と大阪事件関係者の接触

「自由党史」にみえる静岡事件関係者の藪（広瀬）重雄、村上佐一郎と大阪事件関係者の内藤六四郎（大阪事件で重禁錮二年、罰金三十円）との謀議を直接示す資料は、残念ながらみあたらない。しかし、明治十四年六月十九日に結成された愛知自由党（自由党尾三支部）に、村上、内藤の両名が参加していること（六四郎の実兄魯一、飯田事件の首謀者村松愛蔵も参加している）、⁽³³⁾さらに、十四年十二月七日、愛知県三河国知立村で開催された自由党親睦会において、政談演説をおこなった広瀬重雄、小池勇、村上佐一郎と会主の内藤六四郎らが、集会条例違反で逮捕されていること⁽³⁴⁾と等々によりみて、広瀬・村上・内藤の三名のみならず、小池もまた、従来より緊密な関係にあったことだけは、確実である。

また、同様に静岡事件関係者の荒川太郎（静岡事件で逮捕されるが放免）は、愛国交親社の幹部（父親の荒川定英は同社社長）として知られていた人物であるが、⁽³⁵⁾湊省太郎の「上申書」に、⁽³⁶⁾

「自分ハ翌明治十八年二月十九日ヲ以テ放免トナリ、数日ヲ経テ、内藤六四郎ノ紹介ヲ以テ荒川太郎ニ面会シ……」

とみえていることから、かれを湊省太郎に紹介したのも、内藤六四郎であったことが明らかである。このように、内藤が静岡事件関係者の広瀬、村上、湊、荒川らと親密な関係にあったという事実は、上記「自由党史」の記述の正しさを推測させるものがあるが、「謀議」そのものの存否については、なお後考にまわりたい。

なお、静岡事件関係者と大阪事件関係者のその他のつながりについては、すでに述べた明治十七年十一月二十八日の公道館の謀議に、石塚重平（大阪事件で軽禁錮一年半、監視十月）が加わっていた事実⁽³⁷⁾、十八年四月、水島保太郎（大阪事件で予審免訴）が、荒川太郎に対し松村弁治郎（静岡事件で逮捕されるが放免）を紹介している事実⁽³⁸⁾、さらに、水島保太郎が荒川太郎と「拳兵ノ事ヲ約シ」⁽³⁹⁾ていた事実等々を示しうるが、その後も連携が継続したのかどうかは、わからない。

(1) 原口清「静岡事件研究の新段階——手塚・寺崎両氏の新史料紹介によせて——」・静岡県近代史研究・第八号・昭和五十七年十月・一頁—三三頁。

(2) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・八一頁—八二頁。

(3) 富松は、過激分子とはいえ、もともとその立場は、大井憲太郎、宮部襲、館野芳之助らと同様に、全国的拳兵をめざすものであった。したがって、かれが十七年一月の時点で大矢正夫（大阪事件で軽懲役六年）と盟約を結び（鶴巻孝雄「大阪事件における内地革命計画・大阪事件の研究・昭和五十七年・二二八頁）、さらに同年三月、本文中に述べたごとく、山岡と盟約を結んだことは、かれの立場からすれば、むしろ当然の結果といえるだろう。しかし、かれがその後、河野広麻ら暗殺派と同一歩調をとることになった理由は、よくわからない。

(4) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・九二頁。

(5) 前掲資料・法学研究・第五十五卷第二号・一〇四頁—一〇五頁。

(6) 原口氏は、本文中の二資料を対立的にとらえておられる（原口・前掲「静岡事件研究の新段階」・静岡県近代史研究・第八号・一二頁—一三頁）。しかし、本文に記したごとくこれを理解すれば、あえて対立的にとらえる必要はないのではあるまいか。

(7) 稲葉誠太郎編「加波山事件関係資料集・昭和四十五年・一九六頁。

(8) 手塚豊「自由党静岡事件裁判小考」・法学研究第四十卷第五号・昭和四十二年五月・一三頁。

(9) 稲葉・前掲「加波山事件関係資料集」・二〇五頁。

いわゆる「一般的大動乱」計画について（寺崎）

- (10) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・九六頁。
- (11) 前掲資料・法学研究・第五十五卷第二号・八二頁。
- (12) 「函右日報」・明治十七年六月十一日付。
- (13) 名古屋警察署における明治十八年一月十二日付奥宮健之警察訊問調書。
- (14) 同前。
- (15) 塩田庄兵衛「奥宮健之覚書」・経済と経済学・第一〇、一一合併号・昭和三十八年二月・二七四頁。
- (16) 拙稿「静岡の自由民権家鈴木音高小伝」・近代日本史の新研究Ⅱ・昭和五十八年・九三頁、一〇四頁。
- (17) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・一二二頁。
- (18) 前掲資料・法学研究・第五十五卷第二号・一〇五頁。
- (19) 註4に同じ。
- (20) 名古屋軽罪裁判所における明治十七年十二月十七日付八木重治檢察訊問調書。これまで、この事実に着目した飯田事件関係論文としては、
わずかに日比野元彦「飯田事件再考」（東海近代史研究・創刊号・昭和五十四年十二月・一〇頁以下）があるにすぎない。
- (21) 名古屋軽罪裁判所における明治十七年十二月十二日付八木重治檢察訊問調書。
- (22) 原口・前掲「静岡事件研究の新段階——手塚・寺崎両氏の新史料紹介によせて——」・静岡県近代史研究・第八号・一五頁—一九頁。
- (23) 名古屋警察署における明治十七年十二月二十九日付塚原久輪吉警察訊問調書。
- (24) 名古屋警察署における明治十七年十二月二十五日付広瀬重雄警察訊問調書。
- (25) 名古屋警察署における明治十八年二月二十五日付広瀬重雄警察訊問調書。
- (26) 広瀬は、その後、「十月廿六日頃」と一旦は供述をひるがえしているが、まもなく、もとの「十一月廿六日頃」と訂正している。
- (27) 名古屋軽罪裁判所における明治十八年三月十日付広瀬重雄檢察訊問調書。
- (28) 註25に同じ。
- (29) 註27に同じ。
- (30) 名古屋軽罪裁判所における明治十七年十二月二十一日付八木重治檢察訊問調書。
- (31) 名古屋軽罪裁判所における明治十七年十二月十七日付伊藤平四郎檢察訊問調書。
- (32) 註24に同じ。
- (33) 長谷川昇「愛知県自由民権運動史——内藤・庄林文書を中心として——」・東海近代史研究・第三号・昭和五十六年十一月・一一頁—一二頁。

(34) 岐阜県高校社会科教育研究会多治見支部郷土史部会編「小池勇自叙伝」(一)・歴史評論・第八九号・昭和三十三年十月・八四頁、「愛岐日報」・明治十四年十二月十、十三日付(長谷川・前掲)愛知県自由民権運動史——内藤・庄林文書を中心として——(二)・東海近代史研究・第三号・一四頁)。

(35) 長谷川昇「愛国交親社の性格——原口清氏の間を答えて——」・歴史評論・第七八号・昭和三十一年八月・一三頁。

(36) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・九二頁。

(37) 本稿二四五頁参照。

(38) 手塚・寺崎・前掲「新資料」・法学研究・第五十五卷第二号・一二七頁。

(39) 前掲資料・法学研究・第五十五卷第二号・一〇六頁。

三　　む　　す　　び

以上、「自由党史」にみえる「一般的大動乱」計画、すなわち静岡事件関係者と加波山事件、飯田事件、名古屋事件、大阪事件関係者とのつながりを検討し、同書の記述には偽りがなく、ほぼ真相をつたえるものとみとめられることを明らかにした。また、なかでも静岡・飯田・名古屋事件関係者のつながりは、相互の計画に決定的な影響をあたえるほどに緊密であり、明治十七年十二月はじめの段階において、各事件関係者が一斉蜂起以外の、個別の挙兵の方向にすすむ可能性は、ほとんどなくなっていたと考えられることについても、すでにくわしく述べた通りである。これまで、飯田・名古屋・静岡事件は、偶然にも別個に発覚したため、それぞれ全く無関係の事件とみられてきたが、各事件関係者たちは、相互の連携を重視し、これを深めつつあったのである。したがって、もしも、十七年十二月初旬に、飯田・名古屋両事件が発覚することなく、謀議が継続していたとするならば、挙兵計画は、一層の進展をみていたはずであり、その結果も、まったく異なった様相を呈していたにちがいない。

従来、ややもすると、加波山事件、名古屋事件、飯田事件、静岡事件等々に関する研究において、「自由党史」

にみえる各事件関係者の連携の記述を「つくり話」ときめつけて——すくなくともその判断を回避したままで——、個別的考察をすすめて、一定の評価や結論をみちびく傾向がよかつたが、「一般的大動乱」計画に関する「自由党史」の記述に真憑性がみとめられることが判明した以上、そのことを前提として、明治十七年前後の自由党関係の諸騒擾事件の全般的な評価についても、あらためて再検討をおこなう必要性が生じたように思われる。

(1) 本稿二四七頁参照。

(2) この点については、かつて家永三郎博士が藤林伸治氏との対談において、「私は前から明治十五年から十七年に至るいわゆる激化事件が『自由党史』に書かれているように全国的なつながりをもって計画されたものであったのか、あるいは散発的な各地の偶発事件にすぎなかったのかという点に大きな関心をよせてきました。……『自由党史』の記事をただ作りばなしときめてかからず、もっと具体的にその裏づけをとっていくことが今後の課題ではないかと思えます」家永・前掲「思想史からみた群馬事件」・ドキュメント群馬事件・一九七頁—一九八頁と発言されたことがある。

追記 本稿は、昭和五十七年九月二十五日に開催された慶應法学会大会において、「いわゆる『一般的大動乱』計画について——自由党静岡事件に関する新資料を中心に——」と題して発表した原稿に、加筆補訂を施したものである。なお、加筆補訂にあたっては、その後に発表された最新の研究成果（とくに、原口清「静岡事件研究の新段階——手塚・寺崎両氏の新史料紹介によせて——」・静岡県近代史研究・第八号・昭和五十七年十月・一頁以下）を参照し、これに論及するように心がけた。